

2016年10月11日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第430号）

# 商務部、 外商投資企業の設立・変更を届出管理に 自由貿易試験区から全国展開へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は2016年10月8日付で、『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』（商務部令[2016]3号、以下『弁法』という）を公布しました。約30年にわたって厳格な審査・批准管理が実施されてきた外商投資企業の設立ならびに変更が、国家が規定、実施する参入特別管理措置の領域に該当しない場合、届出手続のみで可能となります。参入特別管理措置の領域については、同日、国家発展改革委員会と商務部の連名により公布された『公告 2016年第22号』で、『外商投資産業指導目録（2015年改定）』<sup>1</sup>（国家発展改革委員会・商務部令第22号）の制限類、禁止類、および奨励類のうち持分支配・高級管理について要求のあるものとし、これらについては関連規定により執行する、と明記されています。また、外資合併・買収に係る企業設立および変更については、現行の関連規定に基づき手続きを行います。

届出手続に係る関連書類がオンラインで提出可能となる等、外商投資企業の設立・変更の際の負担が大幅に軽減される『弁法』は、公布の日より施行されています。

### □ 届出管理の全国展開実施の背景

中国政府による「放管服（行政簡素化・権限委譲、委譲・管理の結合、サービス改革の最適化）」改革における商事制度改革の一環として、この数年、外商投資企業の届出およびネガティブリストによる管理モデルが模索されてきました。2013年9月に中国（上海）自由貿易試験区が設置されたのを始めとし、続いて発足した広東・天津・福建の4自由貿易試験区に限定するかたちで、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）掲載業種以外での外商投資企業の設立等を届出管理に変更する規制緩和が試行されました。この4自由貿易試験区での試行経験を踏まえ、全国人民代表大会（以下、「全人代」という）常務委員会は2016年9月3日、『中

<sup>1</sup> 『外商投資産業指導目録（2015年改定）』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第373号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0379-XF-0105.pdf>

『中華人民共和国外資企業法』等 4 部の法律の改正に関する決定』<sup>2</sup>（中華人民共和国主席令第 51 号、以下、『決定』という）を第 12 期全人代常務委員会第 22 回会議にて可決しました。この『決定』は、『外資企業法』、『中外合資経営企業法』、『中外合作経営企業法』、『台湾同胞投資保護法』にそれぞれ 23 条、15 条、25 条、14 条を追加し、その内容はいずれも従来の審査・批准とされていた事項に「届出管理を適用する。国家が規定する参入特別管理措置は國務院により発布もしくはその発布を批准する」というものです。

『弁法』は、この『決定』を受けて公布されました。

## □ 『弁法』の主なポイント

『弁法』では届出の手順、監督管理、法律責任等が規範化されています。主な内容は下記、図表をご参照ください。

【図表】『弁法』の主なポイント

設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本弁法が規定する届出範囲に属する場合、企業名称事前認可を取得した後、営業許可証の発給前、または発給後 30 日以内に、外商投資総合管理情報システムを通じて、オンラインで『外商投資企業設立届出申告表』と関連文書に記入・提出し届出手続を行う（第 5 条）</li> <li>✓ 届出の完成後、外商投資企業は届出機構で『外商投資企業設立届出受理書』もしくは『外商投資企業変更届出受理書』を受領することができる（第 12 条）</li> </ul>
変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 届出範囲に属する外商投資企業の基本情報、投資家の基本情報、合併・分割・終了等に変更事項が生じた場合、それが生じた後、30 日以内に外商投資総合管理情報システムを通じてオンラインで変更届出手続を行う（第 6 条）</li> <li>✓ 営業許可証発給前に届出情報を提出し、投資の実際の状況に変化が生じる場合、営業許可証発給後 30 日以内に届出機構に変更届出手続を行う（第 8 条）</li> <li>✓ 変更後の外商投資企業が参入特別管理措置に係わらない場合、届出手続を行う。届出が完成した場合、その『外商投資企業批准証書』は同時に失効する（第 9 条）</li> <li>✓ 届出管理の外商投資企業に生じた変更事項が参入特別管理措置に係わる場合、関連法律・法規に基づき審査・批准手続を行う（第 10 条）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 商務主管部門がすでに受理した設立・変更事項で、審査・批准が未完成かつ届出範囲に属する場合、審査・批准の手順を終了し本弁法に基づいて届出手続を行う（第 29 条）</li> <li>✓ オンラインで『申告表』と関連文書を提出し、届出範囲に属する場合、届出機構は 3 営業日以内に届出を完成させる。届出範囲に属さない場合、届出機構は 3 営業日以内にオンラインで外商投資企業に関連規定に基づいて手続を行う必要があることを通知する。外商投資企業は、総合管理システムで届出の結果を照会することができる（第 11 条）</li> <li>✓ 商務主管部門とその他の主管部門が監督検査中に把握した外商投資企業もしくはその投資家の信用状況を反映した情報は、商務部外商投資信用記録システムに記入する。そのうち、届出が不実、『届出受理書』の偽造・リース・譲渡等、監督検査に協力しない、行政処罰決定を拒否する等に対して、商務主管部門は関連信用情報を商務部外商投資情報開示プラットフォームで開示する（第 22 条）</li> </ul>

<sup>2</sup> 『中華人民共和国外資企業法』等 4 部の法律の改正に関する決定』の中国語原文は、以下の URL をご参照ください。  
⇒ [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/03/content\\_1996747.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/03/content_1996747.htm)

- ✓ 外商投資企業は商務部外商投資信用記録システムで自身の信用情報を照会することができる（第 23 条）
- ✓ 投資類外商投資企業（投資性公司・ベンチャー投資企業を含む）は外国投資家とみなし、本弁法を適用する（第 32 条）

（『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## □ 工商総局における手続

企業設立において社名登記、営業許可証の申請窓口となる国家工商行政管理総局は 2016 年 9 月 30 日、『工商総局による外商投資企業が実行する届出管理後の関連登記・登録業務の適切な遂行に関する通達』<sup>3</sup>（工商企注字[2016]189 号、以下『通達』という）を公布しました。『決定』に基づき、『通達』は届出管理の手続について以下のように規定しています。

- 国外投資家が、国家が規定、実施する外商投資参入特別管理措置以外の産業において投資を行う場合、商務部門の届出証明は企業が行う工商登記の前提条件ではない（第 1 条第 3 項）
- 工商行政管理部門は外商投資参入特別管理措置に係わらない外商投資企業の設立・変更登記申請を直接受理する（同上）
- 外商投資企業の登記管理機関（以下、「登記機関」という）は、国家工商総局および国家工商総局による外商投資企業の登記認可権限の授与を経た地方工商および市場監督管理部門（以下、「外資被授權局」という）とする（第 2 条第 1 項）
- 外商投資参入特別管理措置に係わらない外商投資企業の設立・変更（届出）および抹消登記は、原則として管轄所在地で実行し、外商投資企業の所在地の最基層一級外資被授權局が手続に責任を負う（同上）
- 外商投資参入特別管理措置に係わる外商投資企業の設立・変更（届出）および抹消登記は、なお引き続き等級管轄の原則を執行する（同上）
- すでに設立した外商投資企業の変更登記が外商投資参入特別管理措置に係わらない場合、企業は自主的にもとの登記機関での登記申請もしくは所在地の最基層一級外資被授權局での登記申請を選択することができる（同上）
- すでに設立した外商投資企業の変更登記が外商投資参入特別管理措置に係わる場合、もしくは今次の変更登記中に審査・批准機関の審査・批准権限に調整が生じた場合、企業は自主的にもとの登記機関での登記申請もしくは審査・批准機関と同級の外資被授權局での登記申請を選択ことができ、同級に外資被授權局がない場合、上級外資被授權局で登記申請することもできる（同上）
- 国外投資家が外商投資参入特別管理措置以外の産業において投資する場合、直接、登記機関へ外商投資企業の設立・変更（届出）および抹消登記を申請することができ、商務主管部門が発行する届出証明を提出する必要はない（第 2 条第 2 項）

<sup>3</sup> 『工商総局による外商投資企業が実行する届出管理後の関連登記・登録業務の適切な遂行に関する通達』の中国語原文は、以下の URL をご参照ください。⇒ [http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201609/t20160930\\_171518.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201609/t20160930_171518.html)

- 国外投資家が外商投資参入特別管理措置の中で投資する場合、それが登記機関に外商投資企業の設立・変更および抹消登記を申請する時、法に基づき商務主管部門が発行する批准回答および批准証書を提出する（同上）
- 『外商投資企業登記提出資料規範』にある「審査・批准機関の批准文書（批准回答および批准証書副本1部）」は「審査・批准機関の批准文書（批准回答および批准証書副本1部）（外商投資参入特別管理措置に係わる企業に限り提出）」と改正する（同上）
- 2016年10月1日以前に商務主管部門の批准回答および批准証書を取得した申請者が、いまだ登記機関で登記・登録申請手続を行っていない場合、登記機関はなおもとの「外資三法」および「台胞投資法」の規定に基づき登記・登録手続を行う（第2条第3項）
- 台湾同胞投資企業、香港・マカオ同胞投資企業は、上述の要求を参照して適用する（第3条第3項）

今回の改正は、外資による投資活動の利便性が大幅に向上するものとなりますが、その実務については関連規定や関係機関との係わりもあるため、各地で届出および登記手続に関する対応が異なる、あるいは所要時間の把握が困難となること等が予想されますので、事前のご確認をおすすめします。また、『弁法』公布の直後に商務部のサイトで発表された商務部新聞弁公室のニュースが、国家発展改革委員会は商務部等とともに『外商投資産業指導目録』の改定作業を進めると伝えているように、さらなる関連規定等の改正も考えられます。このため、引き続き各監督管理部門の動向は注視する必要があります。

\*

『弁法』の詳細は、5ページからの日本語仮訳および14ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**商務部**  
**商務部令[2016]3号**  
**外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法**

『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』は、商務部第83回部務会議の審議を経て可決された。ここに発布し、公布の日より施行する。

部長 高虎城  
2016年10月8日

**外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法**

**第1章 総則**

**第1条** さらに対外開放を拡大し、外商投資管理体制改革を推進し、法治化、国際化、商業環境の利便化を完備し、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国外資企業法』および関連法律、行政法規および國務院の決定に基づき、本弁法を制定する。

**第2条** 外商投資企業の設立および変更において、国家が規定、実施する参入特別管理措置に係わらない場合、本弁法を適用する。

**第3条** 國務院商務主管部門は、全国範囲内の外商投資企業の設立および変更の届出管理業務の統一調整および指導の責任を負う。

各省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団・副省級都市の商務主管部門、ならびに自由貿易試験区・国家級經濟技術開発区の関連機構は外商投資企業の設立および変更の届出機構であり、当該区域内における外商投資企業の設立および変更の届出管理業務の責任を負う。

届出機構は外商投資総合管理情報システム（以下、「総合管理システム」という）を通して届出業務を展開する。

**第4条** 外商投資企業もしくはその投資家は、本弁法に基づき真実で、正確で、完全な届出情報を提出し、届出申告承諾書を記入しなければならない。虚偽の記載、誤解を招く陳述もしくは重大な遺漏があってはならない。外商投資企業もしくはその投資家は、提出済みの届出情報関連の証明

資料を適切に保管しなければならない。

## 第2章 届出の手順

**第5条** 外商投資企業の設立が、本弁法の規定する届出範囲に属する場合、企業名称事前認可を取得した後、すべての投資家（もしくは外商投資株式有限会社の発起人全体、以下、「発起人全体」という）が指定した代表もしくは共同委託の代理人が営業許可証を発給する前、もしくは外商投資企業が指定する代表もしくは委託した代理人が営業許可証発給後 30 日以内に、総合管理システムを通じて、オンラインで『外商投資企業設立届出申告表』（以下、『設立申告表』という）および関連文書に記入および提出し、設立届出手続を行う。

**第6条** 本弁法の規定する届出範囲に属する外商投資企業は、以下の変更事項が生じた場合、外商投資企業が指定する代表もしくは委託する代理人により変更事項が生じた後、30 日以内に総合管理システムを通じてオンラインで『外商投資企業変更届出申告表』（以下、『変更申告表』という）および関連文書に記入および提出し、変更届出手続を行う。

- (1) 外商投資企業の基本情報の変更は、名称・登録住所・企業類型・経営期限・投資業界・業務類型・経営範囲・国家が規定する輸入設備減免税範囲に属するか否か・登録資本金・投資総額・組織機構の構成・法定代表者・外商投資企業の最終的な実際の支配者の情報・連絡人および連絡方式の変更を含む、
- (2) 外商投資企業の投資家基本情報の変更は、姓名（名称）・国籍／地域もしくは住所（登録地もしくは登録住所）・証明書の類型および番号・引受出資額・出資方式・出資期限・資金の出所地・投資者類型の変更を含む、
- (3) 持分（株式）・合作権益の変更、
- (4) 合併・分割・終了、
- (5) 外資企業財産権益の対外抵当・譲渡、
- (6) 中外合作企業における外国合作者の先行投資回収、
- (7) 中外合作企業における委託経営管理。

そのうち、合併・分立・減資等の事項は、関連法律・法規の規定に基づき公告する必要のある

場合、変更届出の手続の時、法に基づく公告の手続状況を説明しなければならない。

前述の変更事項が最高権力機構の決議に係わる場合、外商投資企業における最高権力機構が変更決議を行った時点を外商投資企業における変更事項の発生時間とする。法律・法規において外商投資企業の変更事項の発効条件に別途要求がある場合、相応の要求を満足させる時間を変更事項の発生時間とする。

外商投資の上場会社および全国中小企業持分譲渡システムに上場する会社は、外国投資家における持分比率の変化累計が5%を超える、および持分支配もしくは相対持分支配の地位に変化が生じた時のみ、投資家基本情報もしくは株式変更事項の届出手続を行うことができる。

**第7条** 外商投資企業もしくはその投資家が外商投資企業の設立もしくは変更届出手続を行う場合、総合管理システムを通じて以下の文書をアップロードして提出しなければならない。

- (1) 外商投資企業名称事前認可資料もしくは外商投資企業の営業許可証、
- (2) 外商投資企業の投資家全体（もしくは発起人全体）もしくはその授権代表が署名した『外商投資企業設立届出申告承諾書』、もしくは外商投資企業法定代表者もしくはその授権代表が署名した『外商投資企業変更届出申告承諾書』、
- (3) 投資家全体（もしくは発起人全体）もしくは外商投資企業の指定代表もしくは共同委託代理人の証明、授権委託書および被委託人の身分証明を含む、
- (4) 外商投資企業の投資家もしくは法定代表者が他人に署名を委託した関連文書の証明、授権委託書および被委託人の身分証明（他人に署名を委託していない関連文書の場合、提出不要）を含む、
- (5) 投資家の主体資格証明もしくは自然人の身分証明（変更事項が投資家の基本情報の変更に係わらない場合、提出不要）
- (6) 法定代表者自然人の身分証明（変更事項が法定代表者の変更に係わらない場合、提出不要）。

前述の文書の原文が外国語の場合、同時に中国語翻訳文書をアップロードして提出しなければならない。外商投資企業もしくはその投資家は中国語翻訳文書と外国語原本の内容の一致性を確保しなければならない。

**第8条** 外商投資企業の投資家が営業許可証発給前に届出情報を提出し、投資の実際の状況に変化が生じる場合、営業許可証の発給後 30 日以内に届出機構に変化の状況について変更届出手続を履行しなければならない。

**第9条** 審査・批准を経て設立した外商投資企業に変更が生じた場合、かつ変更後の外商投資企業が国家が規定、実施する参入特別管理措置に係わらない場合、届出手続を行わなければならない；届出が完成した場合、その『外商投資企業批准証書』は同時に失効する。

**第10条** 届出管理の外商投資企業に生じた変更事項が、国家が規定、実施する参入特別管理措置に係わる場合、外商投資の関連法律・法規に基づき審査・批准手続を行わなければならない。

**第11条** 外商投資企業もしくはその投資家がオンラインで『設立申告表』もしくは『変更申告表』および関連文書を提出した後、届出機構は記入情報の形式上の完全性および正確性に対して照合を行い、合わせて申告事項に対して届出範囲に属するかどうかを選別する。本弁法が規定する届出範囲に属する場合、届出機構は 3 営業日以内に届出を完成させなければならない。届出範囲に属さない場合、届出機構は 3 営業日以内にオンラインで外商投資企業もしくはその投資家に関連規定に基づいて手続を行う必要があることを通知し、合わせて関連部門に通知し法に基づき処理しなければならない。

届出機構は、外商投資企業もしくはその投資家が記入した情報に形式上、不完全・不正確、もしくはその経営範囲に対してさらに説明が必要なことを発見した場合、一括でそれに 15 営業日以内にオンラインで関連情報の補充提出することを告知しなければならない。補充情報を提出する時間は、届出機構の届出期限に計上しない。外商投資企業もしくはその投資家が 15 営業日以内に関連情報を補うことができない場合、届出機構はオンラインで外商投資企業もしくはその投資家に届出が未完成であることを告知する。外商投資企業もしくはその投資家は、同一の設立もしくは変更事項に別途、届出申請を提出することができ、すでに当該設立もしくは変更事項を実施した場合、5 営業日以内に別途、提出しなければならない。

届出機構は、総合管理システムを通して届出の結果を発布し、外商投資企業もしくはその投資家は、総合管理システム内で届出の結果情報を照会することができる。

**第12条** 届出の完成後、外商投資企業もしくはその投資家は、外商投資企業名称事前認可資料（コピー）もしくは外商投資企業営業許可証（コピー）により届出機構で『外商投資企業設立届出受理書』もしくは『外商投資企業変更届出受理書』（以下、『届出受理書』という）を受領することができる。

**第13条** 届出機構が発行する『届出受理書』には以下の内容を記載する。

- (1) 外商投資企業もしくはその投資家が提出した設立もしくは変更の届出申告資料、かつ形式要求に合致している、
- (2) 届出した外商投資企業の設立もしくは変更事項、
- (3) 当該外商投資企業の設立もしくは変更事項が届出範囲に属する、
- (4) 国家が規定する輸入設備の減免税範囲に属しているか否か。

### 第3章 監督管理

**第14条** 商務主管部門は外商投資企業およびその投資家の本弁法の遵守状況に対して監督検査を実施する。

商務主管部門は抜取調査、通報に基づく検査の実施、関連部門もしくは司法機関の提案および反映の状況に基づく検査の実施、ならびに職権に基づく検査の始動等の方式を採り監督検査を展開することができる。

商務主管部門と公安・国有資産・税関・税務・工商・証券・外貨等の関連行政管理部門は、緊密に協同で協力し、情報の共有を強化しなければならない。商務主管部門は監督検査の過程で外商投資企業もしくはその投資家に本部門管理職責に属さない違法・規定違反行為がある場合、遅滞なく関連部門に通報しなければならない。

**第15条** 商務主管部門は、公平規範の要求に基づき、外商投資企業の届出番号等のランダムな抽出に基づき検査の対象を確定し、ランダムに検査人員を選択派遣し、外商投資企業およびその投資家に対して監督検査を行わなければならない。抜取調査の結果は、商務主管部門により商務部外商投資情報開示プラットフォームを通して開示する。

**第16条** 公民・法人もしくはその他の組織が、外商投資企業もしくはその投資家に本弁法に違反する行為が存在することを発見した場合、商務主管部門に通報することができる。通報は書面の形式を採用し、明確な被通報者があり、合わせて関連事実および証拠を提出する場合、商務主管部門は通報を受けた後、必要な事実確認を行わなければならない。

**第17条** その他の関連部門もしくは司法機関が、その職責履行の過程において、外商投資企業もしくはその投資家に本弁法に違反する行為があることを発見した場合、商務主管部門に監督検査の提案を提出することができ、商務主管部門は関連提案を受けた後、遅滞なく検査を行わなければならない。

**第18条** 本弁法の規定に基づかずに届出を行う場合、もしくはかつて届出に不実がある、監督検査に対して協力しない、商務主管部門が行う行政処罰決定記録を拒否して履行しない外商投資企業もしくはその投資家に対して、商務主管部門は職権に基づきそれに対して検査を始動することができる。

**第19条** 商務主管部門が外商投資企業およびその投資家に対して行う監督検査の内容は以下を含む。

- (1) 本弁法の規定に基づいて届出 процедуруを履行しているか否か、
- (2) 外商投資企業もしくはその投資家が記入する届出情報が真実か、正確か、完全か否か、
- (3) 国家が規定、実施する参入特別管理措置内に列挙された投資禁止領域で投資経営活動を展開しているか否か、
- (4) 審査・批准を経ずに国家が規定、実施する参入特別管理措置内に列挙された投資制限領域で投資経営活動を展開しているか否か、
- (5) 国家安全審査に触発する状況が存在するか否か、
- (6) 『届出受理書』を偽造・変造・リース・貸出・譲渡しているか否か、
- (7) 商務主管部門が行う行政処罰の決定を履行しているか否か。

**第20条** 検査の時、商務主管部門は法に基づき被検査者が提出する関連資料の閲覧もしくは関連資料の提出を要求することができ、被検査者は事実どおりに提出しなければならない。

**第21条** 商務主管部門が実施する検査は、被検査者の正常な生産経営活動を妨害してはならず、被検査者が提供する財務もしくはサービスを受けてはならず、その他の違法な利益を要求してはならない。

**第22条** 商務主管部門およびその他の主管部門が監督検査中に把握した外商投資企業もしくはその投

資家の信用状況を反映した情報は、商務部外商投資信用記録システムに記入しなければならない。そのうち、本弁法の規定に基づいて届出を行っていない、届出が不実、『届出受理書』の偽造・変造・リース・貸出・譲渡、監督検査に対して協力しない、もしくは商務主管部門が行う行政処罰決定を拒否して履行しない場合に対し、商務主管部門は関連信用情報を適切な方式を通じて商務部外商投資情報開示プラットフォームで開示を行わなければならない。

商務部と関連部門は、外商投資企業およびその投資家の信用情報を共有する。

商務主管部門が前2項に基づいて開示もしくは共有する信用情報は、外商投資企業もしくはその投資家の個人のプライバシー・商業秘密、もしくは国家秘密を含んではならない。

**第23条** 外商投資企業およびその投資家は、商務部外商投資信用記録システムで自身の信用情報を照会することができ、関連情報記録が不完全もしくは過誤があると認識する場合、関連証明資料を商務主管部門に提出し修正を申請することができる。確認を経て事実であった場合、修正する。

本弁法違反による信義則違反記録の発生に対し、外商投資企業もしくはその投資家が違法行為を是正し、関連義務の履行後3年以内に本弁法の違反行為が再度発生していない場合、商務主管部門は当該信義則違反記録を取り除かなければならない。

#### 第4章 法律責任

**第24条** 外商投資企業もしくはその投資家が本弁法の規定に違反し、期日どおりに届出義務を履行できない、もしくは届出を行う時に重大な遺漏が存在する場合、商務主管部門は期限付きの是正を命令しなければならない。期限を超えて是正しない、もしくは情状が重大な場合、3万元以下の罰金を科す。

外商投資企業もしくはその投資家が本弁法の規定に違反し、届出義務の履行を逃避し、届出を行う時に真実の状況を隠匿し、誤解を招くもしくは虚偽の情報を提供する、もしくは『届出受理書』の偽造・変造・リース・貸出・譲渡をする場合、商務主管部門は期限付きの是正を命令し、合わせて3万元以下の罰金を科さなければならない。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。

**第25条** 外商投資企業もしくはその投資家が審査・批准を経ずに、国家が規定、実施する参入特別管理措置に列挙された投資制限領域で投資経営活動を展開する場合、商務主管部門は期限付きの是正を命令し、合わせて3万元以下の罰金を科さなければならない。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。

- 第26条** 外商投資企業もしくはその投資家が、国家が規定、実施する参入特別管理措置に列挙された投資禁止領域で投資経営活動を展開した場合、商務主管部門は期限付きの是正を命令し、合わせて3万元以下の罰金を科さなければならない。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。
- 第27条** 外商投資企業もしくはその投資家が、逃避・拒絶もしくはその他の方式で商務主管部門の監督検査を妨害する場合、商務主管部門は是正を命令し、1万元以下の罰金を科すことができる。
- 第28条** 関連業務人員が、届出もしくは監督管理の過程で職権を乱用し、職務を怠慢し、私利をはかり、賄賂を要求・受け取った場合、法に基づき行政処分を下す。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

## 第5章 附則

- 第29条** 本弁法の実施前に商務主管部門がすでに受理した外商投資企業設立および変更事項で、審査・批准が完成しておらず、かつ届出範囲に属する場合、審査・批准の手順を終了し、外商投資企業もしくはその投資家は本弁法に基づき届出手続を行わなければならない。
- 第30条** 外商投資事項が独占禁止の審査に係わる場合、関連規定に基づき手続する。
- 第31条** 外商投資事項が国家安全審査に係わる場合、関連規定に基づき手続する。届出機構が届出手続を行うもしくは監督検査の時に外商投資事項が国家安全審査の範囲に属する可能性があるると判断し、外商投資企業の投資家が商務部に国家安全審査を申請していない場合、届出機構は遅滞なく、投資家に商務部への安全審査申請を提出することを通知し、合わせて関連手続を一時的に停止し、同時に関連状況を商務部に報告しなければならない。
- 第32条** 投資類外商投資企業（投資性公司・ベンチャー投資企業を含む）は外国投資家とみなし、本弁法を適用する。
- 第33条** 香港特別行政区・マカオ特別行政区・台湾地区の投資家の投資が、国家が規定、実施する参入特別管理措置に係わらない場合、本弁法を参照して手続する。
- 第34条** 香港のサービス提供者が内地で『「内地と香港によるさらなる緊密な経済貿易関係の構築に関する手配」のサービス貿易協議』の香港が開放するサービス貿易の領域に対してのみ投資する場合、その公司設立および変更の届出は『香港・マカオのサービス提供者による内地投資届出

管理弁法（試行）』に基づき手続する。

**第35条** 商務部は、本弁法の発効前において発布された部門規則および関連文書と本弁法が不一致である場合、本弁法を適用する。

**第36条** 自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機構は、本弁法第3章および第4章に基づき、当該区域内の外商投資企業およびその投資家による本弁法の遵守状況に対して監督検査を実施する。

**第37条** 本弁法は公布の日より施行する。『自由貿易試験区外商投資届出管理弁法（試行）』（商務部公告2015年第12号）は、同時に廃止する。

付属文書： 1. 外商投資企業設立届出申告資料〔略〕  
2. 外商投資企業変更届出申告資料〔略〕  
3. 外商投資企業設立届出受理書〔略〕  
4. 外商投資企業変更届出受理書〔略〕

(中国語原文)

**商务部**  
**2016 年第 3 号**  
**外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法**

《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》已经商务部第 83 次部务会议审议通过，现予发布，自公布之日起施行。

部长 高虎城  
2016 年 10 月 8 日

**外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法**

**第一章 总则**

**第一条** 为进一步扩大对外开放，推进外商投资管理体制改革，完善法治化、国际化、便利化的营商环境，根据《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国公司法》及相关法律、行政法规及国务院决定，制定本办法。

**第二条** 外商投资企业的设立及变更，不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，适用本办法。

**第三条** 国务院商务主管部门负责统筹和指导全国范围内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。

各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市的商务主管部门，以及自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构是外商投资企业设立及变更的备案机构，负责本区域内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。

备案机构通过外商投资综合管理信息系统（以下简称综合管理系统）开展备案工作。

**第四条** 外商投资企业或其投资者应当依照本办法真实、准确、完整地提供备案信息，填写备案申报承诺书，不得有虚假记载、误导性陈述或重大遗漏。外商投资企业或其投资者应妥善保存与已提交备案信息相关的证明材料。

**第二章 备案程序**

**第五条** 设立外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，在取得企业名称预核准后，应由全体投资者（或外商投资股份有限公司的全体发起人，以下简称全体发起人）指定的代表或共同委托的代理人在营业执照签发前，或由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在营业执照签发后 30 日内，通过综合管理系统，在线填报和提交《外商投资企业设立备案申报表》（以下简称《设立申报表》）及相关文件，办理设立备案手续。

**第六条** 属于本办法规定的备案范围的外商投资企业，发生以下变更事项的，应由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在变更事项发生后 30 日内通过综合管理系统在线填报和提交《外商投资企业变更备案申报表》（以下简称《变更申报表》）及相关文件，办理变更备案手续：

- （一）外商投资企业基本信息变更，包括名称、注册地址、企业类型、经营期限、投资行业、业务类型、经营范围、是否属于国家规定的进口设备减免税范围、注册资本、投资总额、组织机构构成、法定代表人、外商投资企业最终实际控制人信息、联系人及联系方式变更；
- （二）外商投资企业投资者基本信息变更，包括姓名（名称）、国籍/地区或地址（注册地或注册地址）、证照类型及号码、认缴出资额、出资方式、出资期限、资金来源地、投资者类型变更；
- （三）股权（股份）、合作权益变更；
- （四）合并、分立、终止；
- （五）外资企业财产权益对外抵押转让；
- （六）中外合作企业外国合作者先行回收投资；
- （七）中外合作企业委托经营管理。

其中，合并、分立、减资等事项依照相关法律法规规定应当公告的，应当在办理变更备案时说明依法办理公告手续情况。

前述变更事项涉及最高权力机构作出决议的，以外商投资企业最高权力机构作出决议的时间为变更事项的发生时间；法律法规对外商投资企业变更事项的生效条件另有要求的，以满足相应要求的时间为变更事项的发生时间。

外商投资的上市公司及在全国中小企业股份转让系统挂牌的公司，可在外国投资者持股比例变化累计超过 5% 以及控股或相对控股地位发生变化时，就投资者基本信息或股份变更事项办理备案手续。

**第七条** 外商投资企业或其投资者办理外商投资企业设立或变更备案手续，需通过综合管理系统上传提交以下文件：

- （一）外商投资企业名称预先核准材料或外商投资企业营业执照；
- （二）外商投资企业全体投资者（或全体发起人）或其授权代表签署的《外商投资企业设立备案申报承诺书》，或外商投资企业法定代表人或其授权代表签署的《外商投资企业变更备案申报承诺书》；
- （三）全体投资者（或全体发起人）或外商投资企业指定代表或者共同委托代理人的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明；
- （四）外商投资企业投资者或法定代表人委托他人签署相关文件的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明（未委托他人签署相关文件的，无需提供）；
- （五）投资者主体资格证明或自然人身份证明（变更事项不涉及投资者基本信息变更的，无需提供）；
- （六）法定代表人自然人身份证明（变更事项不涉及法定代表人变更的，无需提供）。

前述文件原件为外文的，应同时上传提交中文翻译件，外商投资企业或其投资者应确保中文翻译件内容与外文原件内容保持一致。

**第八条** 外商投资企业的投资者在营业执照签发前已提交备案信息的，如投资的实际情况发生变化，应在营业执照签发后 30 日内向备案机构就变化情况履行变更备案手续。

**第九条** 经审批设立的外商投资企业发生变更，且变更后的外商投资企业不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应办理备案手续；完成备案的，其《外商投资企业批准证书》同时失效。

**第十条** 备案管理的外商投资企业发生的变更事项涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应按照外商投资相关法律法规办理审批手续。

**第十一条** 外商投资企业或其投资者在线提交《设立申报表》或《变更申报表》及相关文件后，备案机构对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对，并对申报事项是否属于备案范围进行甄别。属于本办法规定的备案范围的，备案机构应在 3 个工作日内完成备案。不属于备案范围的，备案机构应在 3 个工作日内在线通知外商投资企业或其投资者按有关规定办理，并通知相关部门依法处理。

备案机构发现外商投资企业或其投资者填报的信息形式上不完整、不准确，或需要其对经营范围作出进一步说明的，应一次性在线告知其在 15 个工作日内在线补充提交相关信息。提交补充信息的时间不计入备案机构的备案时限。如外商投资企业或其投资者未能在 15 个工作日内补齐相关信息，备案机构将在线告知外商投资企业或其投资者未完成备案。外商投资企业或其投资者可就同一设立或变更事项另行提出备案申请，已实施该设立或变更事项的，应于 5 个工作日内另行提出。

备案机构应通过综合管理系统发布备案结果，外商投资企业或其投资者可在综合管理系统中查询备案结果信息。

**第十二条** 备案完成后，外商投资企业或其投资者可凭外商投资企业名称预核准材料（复印件）或外商投资企业营业执照（复印件）向备案机构领取《外商投资企业设立备案回执》或《外商投资企业变更备案回执》（以下简称《备案回执》）。

**第十三条** 备案机构出具的《备案回执》载明如下内容：

- （一）外商投资企业或其投资者已提交设立或变更备案申报材料，且符合形式要求；
- （二）备案的外商投资企业设立或变更事项；
- （三）该外商投资企业设立或变更事项属于备案范围；
- （四）是否属于国家规定的进口设备减免税范围。

### 第三章 监督管理

**第十四条** 商务主管部门对外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。

商务主管部门可采取抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映的情况

进行检查，以及依职权启动检查等方式开展监督检查。

商务主管部门与公安、国有资产、海关、税务、工商、证券、外汇等有关行政管理部门应密切协同配合，加强信息共享。商务主管部门在监督检查的过程中发现外商投资企业或其投资者有不属于本部门管理职责的违法违规行为，应及时通报有关部门。

**第十五条** 商务主管部门应当按照公平规范的要求，根据外商投资企业的备案编号等随机抽取确定检查对象，随机选派检查人员，对外商投资企业及其投资者进行监督检查。抽查结果由商务主管部门通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。

**第十六条** 公民、法人或其他组织发现外商投资企业或其投资者存在违反本办法的行为的，可以向商务主管部门举报。举报采取书面形式，有明确的被举报人，并提供相关事实和证据的，商务主管部门接到举报后应当进行必要的检查。

**第十七条** 其他有关部门或司法机关在履行其职责的过程中，发现外商投资企业或其投资者有违反本办法的行为的，可以向商务主管部门提出监督检查的建议，商务主管部门接到相关建议后应当及时进行检查。

**第十八条** 对于未按本办法的规定进行备案，或曾有备案不实、对监督检查不予配合、拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定记录的外商投资企业或其投资者，商务主管部门可依职权对其启动检查。

**第十九条** 商务主管部门对外商投资企业及其投资者进行监督检查的内容包括：

- (一) 是否按照本办法规定履行备案手续；
- (二) 外商投资企业或其投资者所填报的备案信息是否真实、准确、完整；
- (三) 是否在国家规定实施准入特别管理措施中所列的禁止投资领域开展投资经营活动；
- (四) 是否未经审批在国家规定实施准入特别管理措施中所列的限制投资领域开展投资经营活动；
- (五) 是否存在触发国家安全审查的情形；
- (六) 是否伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》；

(七) 是否履行商务主管部门作出的行政处罚决定。

**第二十条** 检查时,商务主管部门可以依法查阅或者要求被检查人提供有关材料,被检查人应当如实提供。

**第二十一条** 商务主管部门实施检查不得妨碍被检查人正常的生产经营活动,不得接受被检查人提供的财物或者服务,不得谋取其他非法利益。

**第二十二条** 商务主管部门和其他主管部门在监督检查中掌握的反映外商投资企业或其投资者诚信状况的信息,应记入商务部外商投资诚信档案系统。其中,对于未按本办法规定进行备案,备案不实,伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》,对监督检查不予配合或拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定的,商务主管部门应将相关诚信信息通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。

商务部与相关部门共享外商投资企业及其投资者的诚信信息。

商务主管部门依据前二款公示或者共享的诚信信息不得含有外商投资企业或其投资者的个人隐私、商业秘密,或国家秘密。

**第二十三条** 外商投资企业及其投资者可以查询商务部外商投资诚信档案系统中的自身诚信信息,如认为有关信息记录不完整或者有错误的,可以提供相关证明材料并向商务主管部门申请修正。经核查属实的,予以修正。

对于违反本办法而产生的不诚信记录,在外商投资企业或其投资者改正违法行为、履行相关义务后3年内未再发生违反本办法行为的,商务主管部门应移除该不诚信记录。

#### 第四章 法律责任

**第二十四条** 外商投资企业或其投资者违反本办法的规定,未能按期履行备案义务,或在进行备案时存在重大遗漏的,商务主管部门应责令限期改正;逾期不改正,或情节严重的,处3万元以下罚款。

外商投资企业或其投资者违反本办法的规定,逃避履行备案义务,在进行备案时隐瞒真实情况、提供误导性或虚假信息,或伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》的,商务主管部门应责令限期改正,并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的,由有关部门追究相应法律责任。

**第二十五条** 外商投资企业或其投资者未经审批在国家规定实施准入特别管理措施所列的限制投资领域开

展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

**第二十六条** 外商投资企业或其投资者在国家规定实施准入特别管理措施所列的禁止投资领域开展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

**第二十七条** 外商投资企业或其投资者逃避、拒绝或以其他方式阻挠商务主管部门监督检查的，由商务主管部门责令改正，可处1万元以下的罚款。

**第二十八条** 有关工作人员在备案或监督管理的过程中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

## 第五章 附则

**第二十九条** 本办法实施前商务主管部门已受理的外商投资企业设立及变更事项，未完成审批且属于备案范围的，审批程序终止，外商投资企业或其投资者应按照本办法办理备案手续。

**第三十条** 外商投资事项涉及反垄断审查的，按相关规定办理。

**第三十一条** 外商投资事项涉及国家安全审查的，按相关规定办理。备案机构在办理备案手续或监督检查时认为该外商投资事项可能属于国家安全审查范围，而外商投资企业的投资者未向商务部提出国家安全审查申请的，备案机构应及时告知投资者向商务部提出安全审查申请，并暂停办理相关手续，同时将有关情况报商务部。

**第三十二条** 投资类外商投资企业（包括投资性公司、创业投资企业）视同外国投资者，适用本办法。

**第三十三条** 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者投资不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，参照本办法办理。

**第三十四条** 香港服务提供者在内地仅投资《〈内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对香港开放的服务贸易领域，澳门服务提供者在内地仅投资《〈内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对澳门开放的服务贸易领域，其公司设立及变更的备案按照《港澳服务提供者在内地投资备案管理办法（试行）》办理。

**第三十五条** 商务部于本办法生效前发布的部门规章及相关文件与本办法不一致的，适用本办法。

**第三十六条** 自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构依据本办法第三章和第四章，对本区域内的外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。

**第三十七条** 本办法自公布之日起施行。《自由贸易试验区外商投资备案管理办法（试行）》（商务部公告2015年第12号）同时废止。

- 附件：1. 外商投资企业设立备案申报材料（略）  
2. 外商投资企业变更备案申报材料（略）  
3. 外商投资企业设立备案回执（略）  
4. 外商投资企业变更备案回执（略）

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。